

日本ボーイスカウト大阪連盟

かわち地区

規約

平成 28 年 4 月 10 日

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区規約

(制定の主旨)

- 第 1 条 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程に基づき、かわち地区(以下「地区」という)運営のため、かわち地区規約(以下「規約」という)を定める。
- 2 規約のほかに、必要に応じ細則を別に定める。

(地区の構成)

- 第 2 条 地区は、日本ボーイスカウト大阪連盟にて定められた、東大阪市、八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村に所在するすべての加盟登録団をもって構成する。

(目的と責務)

- 第 3 条 地区の目的と責務は、次のとおりとする。
- (1) 団の独立と主導性を妨げることなしに、地区内のボーイスカウト運動を保護し、隆盛ならしめること
 - (2) 各団相互間および地区内の同じ目的を有する他の団体と、調和的協同を保つこと
 - (3) 日本連盟、大阪連盟の方針およびプログラムを地区内に効果的に実施せしめ、かつ、地区の状況ならびに希望を大阪連盟に伝達反映すること

(事業)

- 第 4 条 地区は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 指導、訓練に関する研究および調査
 - (2) 指導者の養成および訓練
 - (3) 加盟団への指導および援助
 - (4) 加盟登録の推進
 - (5) 全国的、国際的スカウト行事への参加の奨励
 - (6) その他、目的達成に必要な事業
- 2 前項(1)(2)を推進するため、地区にトレーニングチームを設ける。「地区トレーニングチームに関する細則」を別に定める。

(会議)

- 第 5 条 地区に次の会議を設ける。
- (1) 地区協議会および地区総会
 - (2) 地区委員会
 - (3) 各種委員会
 - (4) 団委員長会
 - (5) 地区名誉会議
 - (6) 地区コミッショナー会議
 - (7) その他(細則に定める)

(地区協議会)

- 第 6 条 地区協議会(以下「協議会」という)は、地区協議会長(以下「協議会長」という)の招集により、定例および臨時に開催し、協議会長が議長となり、地区委員長、地区コミッショナー、各種委員会委員長等からの報告、伝達および協議を行う。

(地区協議会の構成)

第 7 条 協議会の構成は、次のとおりであり、各人 1 票の議決権を有する。また、構成員は欠席の場合、議決権の行使を含め、代理の者に委任することができる。

- (1) 本規約第 19 条に定める地区役員
- (2) 各団委員長
- (3) 各隊長
- (4) 学識経験者会員（必要に応じて地区委員会が推薦した者）

2 協議会は、地区委員会により出席を認められた者や各団関係者の参席を認め、その質疑を妨げない。（議決には加わらない）

(地区総会)

第 8 条 大阪連盟年次総会の前に、地区総会として協議会を開催し、次のことを行う。

- (1) 地区役員承認
- (2) 地区事業報告および決算に関する承認
- (3) 地区事業計画および予算に関する承認
- (4) 提出議案に関する審議決定
- (5) その他、審議事項等

2 重要かつ緊急を要する場合は、協議会を臨時の地区総会として開催することができる。

3 地区委員会により出席を認められた者や各団関係者の傍聴を認める。（議決には加わらない）

(地区総会の成立と議決)

第 9 条 地区総会の成立と議決は次による。

- (1) 地区総会の構成員の中より、議長、副議長、書記を選出し、議事を進行する。
- (2) 地区総会の定足数は、構成員の過半数(委任状を含む)とし、その議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(地区委員会)

第 10 条 地区委員会は、地区の審議執行機関であり、地区総会で承認を得た計画に従い、地区委員長が定例および臨時に招集し、議長となり運営する。

(地区委員会の構成)

第 11 条 地区委員会の構成は、本規約第 19 条に定める地区役員とし、各人 1 票の議決権を有する。

2 必要に応じ地区委員会より出席を認められた者は、参席することができる。（議決には加わらない）

(地区委員会の成立と議決)

第 12 条 地区委員会の定足数は過半数とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(各種委員会)

第 13 条 各種委員会は、地区委員会がその責務を達成するため、必要に応じ下部組織として設置できる。各種委員会について「地区各種委員会等細則」に定める。

(議決の効力)

第 14 条 各種委員会の議決は、特にその決定の権限を地区委員会より委任された場合を除き、すべて地区委員会の議を経て、その効力を発するものとする。

(団委員長会)

第 15 条 団委員長会は、各加盟団の団委員長がスカウト運動の健全な発展を目指し、それに資する研究および相互の親睦交流を図る地区委員長の諮問的機関とする。

(団委員長会の構成と開催)

第 16 条 団委員長会の構成は、各団委員長と、協議会長、地区委員長、地区コミッショナーとする。また必要に応じ地区委員会より出席を認められた者は、参席することができる。

2 団委員長会の座長は開催の都度、団委員長の中より選出する。

3 団委員長会の開催は、必要に応じ地区委員長が協議会長と協議し召集する。

4 やむを得ない事情により団委員長が出席できない団は、副団委員長等の代理の者が出席することができる。

(地区名誉会議)

第 17 条 地区名誉会議は、地区委員会の委任により表彰・感謝等の名誉および名誉にもとる事項を審議決定する。

2 「地区名誉に関する細則」は別に定める。

(地区コミッショナー会議)

第 18 条 地区コミッショナーが、責務及び任務を遂行するため、定例および臨時に、各コミッショナーを招集して開催する。

(地区役員)

第 19 条 地区役員は、次のとおりとする。

| | | | |
|------------------|-------|----------|-----|
| (1) 地区協議会長 | 1 名 | 同副会長 | 若干名 |
| (2) 地区委員長 | 1 名 | 同副委員長 | 若干名 |
| (3) 地区コミッショナー | 1 名 | 各コミッショナー | 若干名 |
| (4) 地区事務長 | 1 名 | 同副事務長 | 若干名 |
| (5) 地区財政 | 1 名 | | |
| (6) 地区会計 | 1 名 | | |
| (7) 地区会計監査 | 2 名 | | |
| (8) 各種委員会委員長 | 各 1 名 | | |
| (9) 地区の細則で定められた者 | | 若干名 | |

(地区協議会長・同副会長)

第 20 条 協議会長は、地区内のスカウト運動を代表する。

2 副会長は、協議会長を補佐し、その事故あるとき、または欠員のときは、これを代理する。

(地区委員長・同副委員長)

第 21 条 地区委員長は、地区委員会の議長となり、地区委員会を主宰する。

2 地区委員長は、大阪連盟年次総会の確認を経て大阪連盟の地区代表理事となり、地区の意向を大阪連盟理事会にて伝達し反映させるよう努めるとともに、理事会の方針および決定事項を地区に報告する。

3 副委員長は、地区委員長を補佐し、事故あるときは、これを代理する。

(地区コミッショナー・各コミッショナー)

第 22 条 地区コミッショナーおよび各コミッショナーは、大阪連盟長により委嘱され、「日本連盟教育規程」に基づき選任する。「地区コミッショナーに関する細則」を設ける。

(地区事務長・同副事務長)

- 第 23 条 地区事務長は、地区における事務処理を担当するとともに、本規約および各細則を管理する。
- 2 副事務長は事務長を補佐し、その事故あるとき、または欠員のときは、これを代理する。

(地区財政)

- 第 24 条 地区財政は、地区の財政を担当する。

(地区会計)

- 第 25 条 地区会計は、地区の経理を担当する。

(地区会計監査)

- 第 26 条 地区会計監査は、地区の資金及び経理を監査し、その結果を地区総会に報告する。必要に応じて、地区委員会に改善を命じる。

(各種委員会委員長)

- 第 27 条 各種委員会委員長は、その委員会を主宰する。また各種委員会委員長は、大阪連盟における当該委員会の地区代表委員となる。「地区各種委員会等細則」は別に定める。

(名誉役員)

- 第 28 条 地区は、地区委員会の議を経て、名誉役員として相談役、参与等を置く。
- 2 名誉役員は、地区におけるスカウト運動の健全な発展のため、それぞれの立場で意見を述べるとともに、協議会長および地区委員長の諮問に応じるものとする。
- 3 任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 地区相談役は、協議会長が地区委員会の議を経て、地区役員として多年にわたり奉仕し、地区の発展に功績のあった者の内より委嘱し、協議会の賛同を得る。
- 5 地区参与は、地区委員長が地区委員会の議を経て、現に地区役員の任になく大阪連盟、日本連盟の役職にある者の内より委嘱し、協議会の賛同を得る。

(地区役員選出)

- 第 29 条 地区役員(地区コミッショナー、各コミッショナーを除く)の「地区役員選出に関する細則」は別に定める。

(地区役員の任期・連続就任期間)

- 第 30 条 地区役員の任期は 2 年(改選総会から次回改選総会の間)とし、再任を妨げない。詳細は、「地区役員選出に関する細則」による。
- 2 欠員の補充および増員による地区役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とし、選出の方法は「地区役員選出に関する細則」による。
- 3 地区役員としての連続就任期間は、同一役務において 3 期 6 年までを原則とする。
- 4 任期内に連続就任期間に達する場合、当該役務の任期の終了をもって任期満了とする。

(経理・資金の管理)

- 第 31 条 地区の資金および経理は、地区委員会の指示に従い維持され、かつ「地区会計細則」により整理される。
- 2 地区慶弔は「地区慶弔に関する細則」を別途定める。

(資金の充足)

- 第 32 条 地区の資金の充足は、次の通りとする
- (1) 地区費(加盟団分担金)
 - (2) 大阪連盟および日本連盟よりの補助金
 - (3) 公共団体、その他の団体よりの補助金
 - (4) 寄付金、その他の収入

(地区費)

第 33 条 地区費の金額および徴収方法は、地区総会の承認を得て決定する。

(地区基金)

- 第 34 条 地区は、別途に次の目的で地区基金を設ける。
- (1) 日本連盟、大阪連盟の行事に派遣参加する指導者への助成
 - (2) 地区行事において、特別助成が必要と認められた者への助成
 - (3) その他、地区委員会において、必要と認められた者への助成
- 2 「地区基金に関する細則」は別に定める。

(事業年度・会計年度)

第 35 条 地区の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(医療チーム・支援チームの設置)

第 36 条 地区運営に際し、地区内に医療チームおよび支援チームを設ける。「地区医療チームに関する細則」「地区支援チームに関する細則」を別に定める。

附 則

- 1 この規約に定めるもののほか、地区の運営はすべて日本連盟教育規程および大阪連盟規約に定めるところによるものとする。
- 2 この規約の改正は、地区総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 3 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規約は、平成 28 年 4 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟

かわち地区

各種細則

| | |
|----------------------|----|
| 1. 地区各種委員会等細則 | 1 |
| 2. 地区コミッショナーに関する細則 | 7 |
| 3. 地区トレーニングチームに関する細則 | 9 |
| 4. 地区医療チームに関する細則 | 11 |
| 5. 地区支援チームに関する細則 | 12 |
| 6. 地区役員選出に関する細則 | 13 |
| 7. 地区名誉に関する細則 | 16 |
| 8. 地区慶弔に関する細則 | 20 |
| 9. 地区基金に関する細則 | 22 |
| 10. 地区会計細則 | 23 |

平成 28 年 4 月 10 日

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区各種委員会等細則

(各種委員会等細則)

第 1 条 地区委員会は、運営の責務を円滑に果たすため、本細則を定める。

(運営委員会)

第 2 条 運営委員会は、常設の委員会として、地区委員会から分掌された事項を円滑に実施するために設置する。

2 総轄委員会は、運営委員会に準じて定める。

(総務運営委員会)

第 2-A 条 総務運営委員会(以下「総務委員会」という)は、大阪連盟に対応して常設の委員会として設置し、委員長は地区役員として地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。

2 総務委員会は、地区内の運営に必要な以下の事項を継続的かつ円滑に実施する。

- (1) 加盟登録に関連する事項
- (2) 広報宣伝に関連する事項
- (3) 情報管理に関連する事項
- (4) その他、関連する業務全般

(指導者運営委員会)

第 2-B 条 指導者運営委員会(以下「指導者委員会」という)は、大阪連盟に対応して常設の委員会として設置し、委員長は地区役員として地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。

2 指導者委員会は、地区内の運営に必要な以下の事項を継続的かつ円滑に実施する。

- (1) 定型訓練の開催に関連する事項
- (2) 定型外訓練の開催に関連する事項
- (3) 研修記録に関連する事項
- (4) その他、関連する業務全般

(スカウト運営委員会)

第 2-C 条 スカウト運営委員会(以下「スカウト委員会」という)は、大阪連盟に対応して常設の委員会として設置し、委員長は地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。

2 スカウト委員会は、地区内の運営に必要な以下の事項を継続的かつ円滑に実施する。

- (1) 各部門の進歩に関連する事項
- (2) 進級面接会に関連する事項
- (3) 技能章考査会、講習会に関連する事項
- (4) 宗教章、信仰奨励章等に関連する事項
- (5) その他、関連する業務全般

(行事運営委員会)

第 2-D 条 行事運営委員会(以下「行事委員会」という)は、大阪連盟に対応して常設の委員会として設置し、委員長は地区役員として地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。

- 2 行事委員会は、地区内の運営に必要な以下の事項を継続的かつ円滑に実施する。
- (1) 地区行事に関連する事項
 - (2) 国内プログラムに関連する事項
 - (3) 各種奉仕、支援に関連する事項
 - (4) その他、関連する業務全般

(国際運営委員会)

第2-E条 国際運営委員会(以下「国際委員会」という)は、大阪連盟に対応して常設の委員会として設置し、委員長は地区役員として地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。

- 2 国際委員会は、地区内の運営に必要な以下の事項を継続的かつ円滑に実施する。
- (1) 海外派遣に関連する事項
 - (2) 海外スカウトおよび指導者の受け入れに関連する事項
 - (3) その他、関連する業務全般

(総轄委員会)

第3条 総轄委員会は、地区内の事務を執り行うために常設の委員会として設置する。総轄委員長は、地区副委員長に就任する。

- 2 総轄委員長が統括し、事務長、副事務長、地区財政、地区会計で構成する。必要に応じ総轄委員会の委員を選出することができるものとする。
- 3 総轄委員会は、地区内の運営に必要な以下の事項を継続的に円滑に実施する。
- (1) 地区内の事務に関する事項
 - (2) 地区の記録に関連する事項
 - (3) 地区内の財政に関連する事項
 - (4) 地区内の会計に関連する事項
 - (5) 協議会、総会の開催に関連する事項
 - (6) 地区委員会の開催に関連する事項
 - (7) 地区規約、細則の維持管理に関連する事項
 - (8) 医療チーム、支援チームに関連する事項
 - (9) その他、関連する業務全般
- 4 総轄委員会は、事務的な事項を分掌し円滑に実施するため、委員会内に事務長・副事務長とで事務局を設置することができる。

(特別委員会)

第4条 特別委員会は、地区内の運営に必要な事項を期限を限って円滑に実施するために設置し、予算を計上する。

- 2 特別委員会委員長は、地区委員長の推薦により、地区委員会の議を経て、地区協議会の承認を得る。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
- 3 特別委員会委員長は、その任にある間、地区役員に就任し、地区委員会に出席する。

(NJ・WSJ 特別委員会)

- 第 4-A 条 NJ・WSJ 特別委員会(以下「NJ・WSJ 準備室」という)は、日本ジャンボリーおよび世界スカウトジャンボリーに関する事項を行う委員会として、大会ごとに参加者の派遣を円滑にするために設置し、委員長(以下「室長」という)は地区役員として地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。
- 2 NJ・WSJ 準備室は、室長のほか、ジャンボリー派遣隊指導者としての経験を有する方より若干名および担当副コミッショナー等の応援メンバーで構成する。派遣隊結成後は、派遣隊隊長も加わることとする。
- 3 準備室委員は室長の推薦に基づき、地区委員会の議を経て、地区協議会の承認を得る。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
- 4 NJ・WSJ 準備室の業務は、以下のとおりとする。
- (1) 地区内の各団との連絡
 - (2) 地区内のスカウト、指導者の選考
 - (3) 派遣隊結隊式の開催
 - (4) 派遣隊壮行会の開催
 - (5) 派遣隊指導者、奉仕者に対する支援
 - (6) 派遣隊指導者への地区基金による支援の申請
 - (7) 派遣に伴う事務処理
 - (8) その他、関連する業務全般
- 5 準備室により選考された派遣隊指導者は、室長の推薦に基づき、地区委員会の承認を得て地区委員長が委嘱する。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
- 6 NJ・WSJ 準備室は、大会ごとに大阪連盟の準備室終了後かつ地区内における各業務終了後、速やかに地区委員会および地区協議会に報告のうえ解散する。

(大阪連盟行事特別委員会)

- 第 4-B 条 大阪連盟行事特別委員会(以下「□□準備委員会」という)は、大阪連盟行事(キャンボリー・カブラリー等)に関する事項を行う委員会として、行事ごとに運営を円滑にするために、行事委員会とは別に設置することができるものとし、委員長は地区役員として地区を代表し、大阪連盟の委員会に出席する。
- 2 □□準備委員会は、委員長のほか、関連する各部門・各委員会より若干名および担当副コミッショナー等の応援メンバーで構成する。
- 3 準備委員は委員長の推薦に基づき、地区委員会の議を経て、地区協議会の承認を得る。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
- 4 □□準備委員会の業務は、以下のとおりとする。
- (1) 地区内の各団への連絡
 - (2) その他、関連する業務全般
- 5 □□準備委員会は、行事ごとに大阪連盟の委員会終了後かつ地区内における各業務終了後、速やかに地区委員会および地区協議会に報告のうえ解散する。

(地区行事特別委員会)

- 第 4-C 条 地区行事特別委員会(以下「○○準備委員会」という)は、地区行事(BSラリー・カブラリー等)に関する事項を行う委員会として、行事ごとに運営を円滑にするために、行事委員会とは別に設置することができるものとする。

- 2 ○○準備委員会は、委員長のほか、関連する各部門・各委員会より若干名および担当副コミッショナー等の応援メンバーで構成する。
- 3 準備委員は委員長の推薦に基づき、地区委員会の議を経て、地区協議会の承認を得る。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
- 4 ○○準備委員会の業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 地区内の各団への連絡
 - (2) 行事プログラムの企画
 - (3) 行事予算の策定
 - (4) 現地下見調査の実施
 - (5) その他、関連する業務全般
- 5 ○○準備委員会は、行事ごとに各業務終了後、速やかに地区委員会および地区協議会に報告のうえ解散する。

(ユース特別委員会)

- 第4-D条 ユース特別委員会(以下「ユース委員会」という)は、ユース年代に関する事項を行う委員会として、地区ユースの活動の活性化を図るために、設置することができるものとする。
- 2 ユース委員会は、委員長のほか、ユース年代より若干名および担当副コミッショナー等の応援メンバーで構成する。また、委員長は地区内に大学ローバースカウト隊がある場合、その担当となって、委員会との協働に努める。
 - 3 ユース委員は委員長の推薦に基づき、地区委員会の議を経て、地区協議会の承認を得る。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
 - 4 ユース委員会の業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 地区内の各団との連絡
 - (2) 大阪連盟ユース会議への代表スカウトの選出
 - (3) 地区内の大学ローバースカウト隊との協働
 - (4) 各種行事への支援
 - (5) その他、関連する業務全般
 - 5 ユース委員会は、地区内における各業務終了後、速やかに地区委員会および地区協議会に報告のうえ解散する。

(各種委員会委員長・副委員長)

- 第5条 各種委員会委員長は、必要に応じ都道府県連盟等の開催する関連する委員会へ、地区を代表して出席する。
- 2 各種委員会委員長は、地区の意向を大阪連盟各種委員会にて伝達するよう努めるとともに、委員会の決定事項を地区に報告する。
 - 3 各種委員会委員長は、委員の内から副委員長を選任することができる。

(各運営委員会委員)

- 第6条 各運営委員会に必要な委員は、各団から2名以上の推薦を受け、地区委員会の承認を得て地区委員長が委嘱する。各運営委員会に各団より1名の委員を推薦することが望ましい。
- 2 その任期は1年とし、再任を妨げない。地区の事業年度(毎年4月1日より翌年3月31日まで)にあわせて登録事務受付の際に各団より推薦を受けるものとする。
 - 3 推薦が一部の委員会に片寄せた場合等は、地区委員会にて調整を行う。

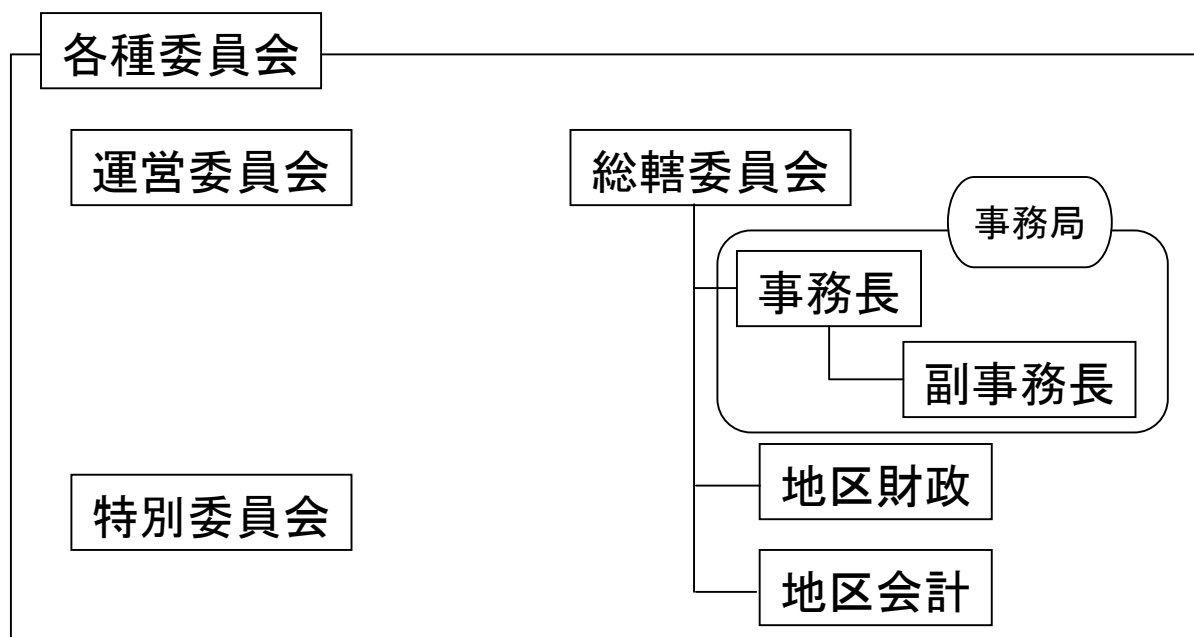
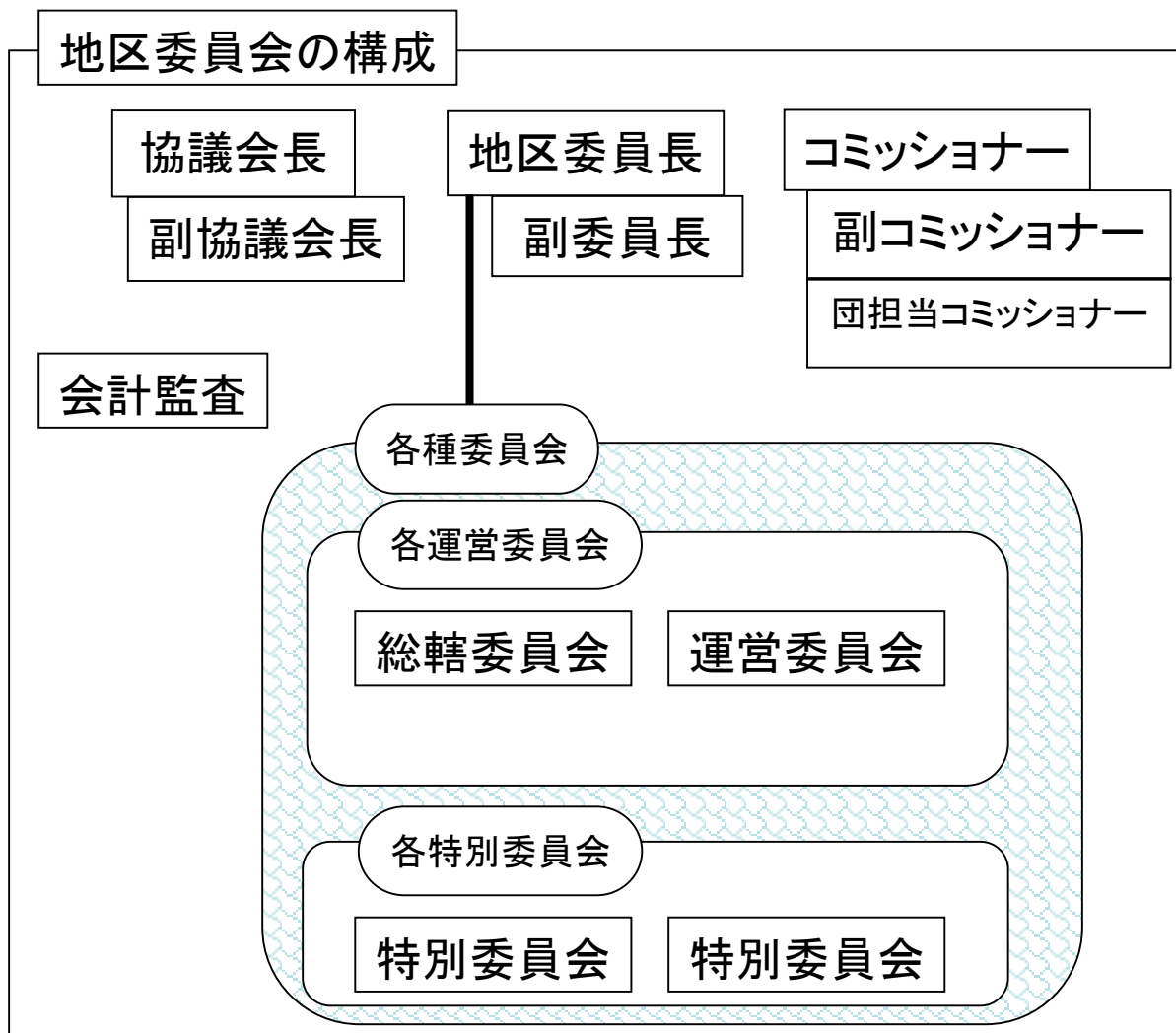
- 4 各運営委員会委員が任期途中において、やむなき理由でその職を離する場合、その委員の所属団は速やかに後任者を選出するよう努める。任期は、前任者の残任期間とする。

(団への協力依頼)

- 第 7 条 各種委員会は、必要の都度、各団に対し奉仕依頼を行うことができる。
- 2 各団は、各種委員会の依頼に対し必要な人材と支援を提供し協力する。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この細則は、平成 28 年 4 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。



日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区コミッショナーに関する細則

(地区コミッショナー細則)

第 1 条 本細則は、日本連盟教育規程に連動して改正するものとし、変更に伴う手続きを省略し、協議会に報告をもって承認とすることができる。

(地区コミッショナー)

第 2 条 地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。但し推薦に際し、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。

2 任期は 2 年とし、6 月 30 日に更新するものとし、再任を妨げない。

3 地区コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。

- (1) 青少年の訓育を託するに足る品性および経歴
- (2) スカウト運動の経験および基準の理解
- (3) 地区内の教育指導に携わる指導者を主導する能力
- (4) コミッショナー研修所を修了した者、あるいは就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる見込みのある者

4 地区コミッショナーは、地区におけるスカウト運動が日本連盟および県連盟の方針と規則に従って展開されるように指導・助言を行い、地区委員会のもとで特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について地区委員会に対して責任を負うとともに、教育・指導面で地区を代表する。また副コミッショナーを統括し、所要の業務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して必要な指導・助言を行う。

(地区コミッショナーの業務)

第 3 条 地区コミッショナーが担当する業務は、次のとおりである。

- (1) 青少年のプログラムに関すること
 - ① 各部門のプログラム活動に関すること
 - ② 野外教育(活動)に関すること
 - ③ 奉仕活動に関すること
 - ④ 安全に関すること
 - ⑤ スカウトの国際交流・国際理解に関すること
 - ⑥ その他、スカウトのプログラムに関すること
- (2) アダルトリソースに関すること
 - ① アダルトリソース方針の推進に関すること
 - ② 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援および人材活用に関すること
 - ③ 指導者のトレーニングに関すること
 - ④ その他、アダルトリソースに関すること
- (3) 組織およびコミュニケーションに関すること
 - ① 団等の加盟登録と審査に関すること
 - ② 制服・記章および標章の着用に関すること
 - ③ 団・隊の組織とコミュニケーションに関すること
 - ④ その他、他団体、地域社会等組織外とのコミュニケーションに関すること
- (4) 団と隊の指導・助言・援助に関すること

(地区副コミッショナー)

- 第 4 条 地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。但し推薦に際し、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。
- 2 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また特に与えられた任務を遂行する。
- 3 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。但し研修歴については、コミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替る。

(地区副コミッショナーの業務)

- 第 5 条 地区副コミッショナーの業務は、地区コミッショナーの業務の内から分掌された業務を実施する。

(団担当コミッショナーの業務)

- 第 6 条 団担当コミッショナーは、地区副コミッショナーと同様の手続きをもって委嘱する。
- 2 任期および資格については、地区副コミッショナーに準ずる。
- 3 団担当コミッショナーは、県連盟コミッショナーおよび地区コミッショナーの指導と助言を受けて、担当する団および隊が、日本連盟及および県連盟の方針および規約等に従い、効果的にプログラムが実施されるよう団の訪問・巡回をとおして団委員会および隊指導者に協力し、指導・助言・援助を行う。
- 4 団担当コミッショナーは、概ね 3 ないし 5 個団に 1 名を委嘱する。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区トレーニングチームに関する細則

(地区トレーニングチーム細則)

第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、かわち地区トレーニングチーム(以下「トレーニングチーム」という)の構成および担当業務に関することを定める。

(トレーニングチームの業務)

第 2 条 トレーニングチームが担当する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員会が開設する各種の指導者訓練における訓練指導の実施およびこれらの運営に関する研究ならびに教材の作成
- (2) 大阪連盟および日本連盟が開設する各種指導者訓練(ウッドバッジ研修所等)に関する協力
- (3) その他、指導者訓練に関すること

(トレーニングチームの構成)

第 3 条 トレーニングチームの構成は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) トレーニングチームディレクター(以下ディレクターという) | 1 名 |
| (2) トレーニングチーム副ディレクター(以下「副ディレクター」という) | 1～2 名 |
| (3) トレーニングチーム員(以下「チーム員」という) | 若干名 |

(ディレクター)

第 4 条 ディレクターは、次の基準に該当するトレーニングチーム員の内より、当該委員会委員長および地区コミッショナーの選考に基づき、地区委員長が推薦し、地区委員会の承認を得て協議会長が委嘱する。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。

- (1) 年齢満 30 歳以上 65 歳未満
 - (2) ウッドバッジ実修所を修了していること
 - (3) ウッドバッジ研修所、または実修所スタッフとして、奉仕した経歴を有すること
- 2 その任期は 2 年とし、1 月 1 日に更新し、再任を妨げない。
- 3 任期内に定年に達する場合、当該役務の任期の終了をもって任期満了とする。
- 4 その任にある間、地区委員会に出席する。
- 5 トレーニングチームを代表し、チーム員の指導にあたる。

(副ディレクター)

第 5 条 副ディレクターは、トレーニングチーム員の内より、地区コミッショナーおよびディレクターの推薦に基づき、地区委員会の承認を得て協議会長が委嘱する。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。

- 2 その任期は、ディレクターに準じ、再任を妨げない。
- 3 副ディレクターは、ディレクターを補佐し、委嘱された業務を担当する。
- 4 副ディレクターは、ディレクターが事故あるときは、これを代理する。

(チーム員)

第 6 条 チーム員は、次の基準に該当する成人加盟員の内より、各団および地区コミッショナーならびにディレクターの推薦に基づき、地区委員会の承認を得て協議会長が委嘱する。但し推薦に際しては、所属する団の団委員会の内諾を得るものとする。

- (1) 年齢満 25 歳以上 65 歳未満
- (2) ウッドバッジ研修所以上を修了した者
- (3) 地区委員会が開設する各種の指導者訓練等に奉仕した経歴を有すること

- 2 その任期は、ディレクターに準じ、再任を妨げない。
- 3 チーム員は、就任後できるだけ早く、ウッドバッジ実修所を修了するよう努力しなければならない。

(トレーニングチーム員の任務)

第 7 条 チーム員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 日本連盟教育規程によるボーイスカウト講習会のほか、地区委員会が開設する指導者訓練の各種研究会、講習会の要員となる。
- (2) その他、ディレクターより指示された業務を行う。

(タスクチーム)

第 8 条 トレーニングチームは、ディレクターが特に定める業務を分担するため、タスクチームを設けることができる。

- 2 タスクチームの構成は、次のとおりとする。
 - (1) タスクチーム主任 1 名
 - (2) タスクチーム(チーム員より) 若干名
 - (3) 作業目的により特に要請する専門委員 若干名
- 3 タスクチームの編成、選任、委嘱はディレクターが行う。
- 4 タスクチームは、その任務終了をもって解散する。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区医療チームに関する細則

(地区医療チーム)

第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、地区医療チーム(以下「医療チーム」という)の構成および担当業務に関することを定める。

(医療チームの業務)

第 2 条 医療チームが担当する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員会が依頼する地区行事等の救護所での奉仕(大阪連盟および日本連盟行事含む)
- (2) その他、医療に関することへの支援

(医療チームの構成)

第 3 条 医療チームは、医療業務に携わった経験を有する方により構成される。

- 2 医療チーム員は、医療業務に携わった経験を有する方を、各団の推薦と総轄委員会の選考に基づき、総轄委員長が推薦し、地区委員会の承認を得て地区委員長が委嘱する。
- 3 医療チーム員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。地区の事業年度(毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで)にあわせて、登録事務受付の際に各団より推薦を受けるものとする。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区支援チームに関する細則

(地区支援チーム)

第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、地区支援チーム(以下「支援チーム」という)の構成および担当業務に関することを定める。

(支援チームの業務)

第 2 条 支援チームが担当する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員会が依頼する地区業務(会場の手配等)
- (2) 地区委員会が依頼する行事奉仕等に関する協力(大阪連盟および日本連盟行事含む)
- (3) その他、地区運営に関することへの支援

(支援チームの構成)

第 3 条 支援チームは、平日を含め地区業務に従事していただける方により構成される。

2 支援チーム員は、地区業務の支援に携わる方を、各団の推薦と総轄委員会の選考に基づき、総轄委員長が推薦し、地区委員会の承認を得て地区委員長が委嘱する。

3 支援チーム員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。地区の事業年度(毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで)にあわせて、登録事務受付の際に各団より推薦を受けるものとする。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区役員選出に関する細則

(地区役員選出)

- 第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、地区役員選出および委嘱に関することを定める。
- 2 地区総会で選出される地区役員は、地区規約第 19 条から地区コミッショナーおよび各コミッショナーを除いた地区役員とする。
- 3 地区役員選考委員会(以下「選考委員会」という)は、各役職に複数の候補者を推薦し、将来に向けた人材を確保する。
- 4 選考委員会は、協議会長候補、地区委員長候補を選出後、両候補に各委員会委員長ほか地区役員候補について、意見を求めることができる。
- 5 特別委員会委員長等は、地区委員会の議を経て協議会の承認を得て選出することができる。

(選考委員会の設置)

- 第 2 条 地区委員会は、地区役員の選出を円滑に行うために、選考委員会を改選総会の 120 日までに設置し協議会に報告する。
- 2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 地区コミッショナー
- (2) 各団団委員長 各 1 名
- (3) 地区事務長(参席)
- 3 やむを得ない事情により団委員長が継続して選考委員会に出席できない団は、地区役員選考に資する者を代理に指名することができる。
- 4 選考委員会により出席を認められた者は参席することができる。(議決には加わらない)

(選考委員長・副委員長の選出)

- 第 3 条 選考委員会は、委員の互選により選考委員長および副委員長を選出する。

(候補者の選出)

- 第 4 条 選考委員会は委員会発足 30 日以内に、各団に地区役員候補者の推薦を様式-2 により依頼し、これを取りまとめる。
- 2 地区役員候補者に立候補しようとする者は、同期間内に様式-1 により選考委員長に届け出る。
- 3 選考委員が、地区役員候補者に推薦されることを妨げない。

(候補者の協力)

- 第 5 条 選考委員会は、選考しようとする候補者の所属する団の団委員会の内諾を得る。
- 2 前項において内諾を求められた団委員会は、地区の使命と任務を考慮し、でき得る限り協力する。
- 3 候補者として選考された者は、この運動における地区の役割の重要性を考え、積極的に協力する。

(候補者の推薦期限)

- 第 6 条 選考委員会は、地区役員改選総会 45 日前までに、本細則第 1 条に定める者を選考し地区委員会に報告する。また直近の地区総会において、これを推薦する。

(候補者の承認)

第 7 条 地区役員の承認は、選考委員会の推薦に基づき直近の地区総会において出席者による多数決とする。

(候補者の未承認・再選考)

第 8 条 地区総会で、全部または一部の候補者が地区役員に選出されなかった場合は、本細則の手続きに準じて、選出されなかった役職の候補者を選考し、次回協議会に図り賛否を問う。

- 2 前項の場合、その役職の役員が決定するまで、その役務は前任者が担当する。これにより役職が重複するときは、地区委員会の指名により暫定的に代行者を置くことができる。

(選考委員会の任期)

第 9 条 選考委員の任期は、地区総会および協議会におけるすべての地区役員の承認をもって終了する。

(地区役員の補選)

第 10 条 地区役員が任期途中において、やむなき理由でその職を離する場合、後任者の選出は、協議会長、地区委員長、地区コミッショナーが協議のうえ選考し、地区委員会の議を経て協議会の承認を得る。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この細則は、平成 28 年 4 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。

地区役員選考の流れ



(選考様式-1)

かわち地区役員選考委員会委員長 殿

地区役員立候補届出用紙

| |
|--------------|
| 立候補役務 |
| |

上記のとおり、地区役員に立候補いたします。

平成 年 月 日

第 団 氏 名 印

第 団 団委員長 印

(選考様式-2)

かわち地区役員選考委員会委員長 殿

地区役員候補推薦用紙

| 所属団 | 被推薦者名 | 推薦役務(参考) |
|-----|-------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

上記のとおり、地区役員候補者を選考委員会に推薦します。

平成 年 月 日

第 団 団委員長 印

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区名誉に関する細則

(細則の制定)

第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、地区名誉会議(以下「名誉会議」という)の構成および任務に関することを定める。

(名誉会議の構成)

第 2 条 名誉会議の構成は次のとおりとし、議長は地区コミッショナーとする。

- (1) 地区コミッショナー(以下「議長」という)
- (2) 地区協議会長
- (3) 地区委員長
- (4) 地区総務委員長
- (5) 地区総轄委員長
- (6) 地区事務長(参席)

2 名誉会議員により出席を認められた者は参席することができる。(議決には加わらない)

(名誉会議員の守秘義務)

第 3 条 名誉会議員は、その職責の重要さに鑑み、知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 名誉会議の議事録は非公開とし、その内容は公開されない。
- 3 関係者から議事録の公開請求があった場合、名誉会議で検討し、地区委員会の議を経て、関係する議事録の関係部分に限って公開することができる。

(名誉会議の議事)

第 4 条 名誉会議で取り扱う事項は、県連盟における各種表彰規定に基づく推薦者の選考および地区内の表彰ならびに名誉にもとる行為について執り行う。

(県表彰項目)

第 5 条 県連盟で取り扱う各種表彰規定(日本連盟教育規程により大阪連盟の名をもって行う表彰)。

- (1) 特別有功章
- (2) 有功章
- (3) 感謝章
- (4) 褒状
- (5) 感謝状
- (6) 善行章
- (7) 善行綬

(地区表彰項目)

第 6 条 地区で取り扱う各種表彰規定(かわち地区の名をもって行う表彰)。

- (1) 地区表彰状
- (2) 地区褒状
- (3) 地区感謝状

2 団は名誉様式-1 で 60 日前までに申請する。

(会議の成立)

第 7 条 名誉会議の定足数は過半数とし、その議決は多数決とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 名誉にもとる行為についての決議は、全会一致とする。

(表彰の対象)

- 第 8 条 地区の行う表彰(以下「地区表彰」という)は、本細則第 6 条に定めるものとする。但し褒状および感謝状は、同等の県連盟の表彰を受けた者は対象としない。
- 2 地区表彰状は、顕著な進歩、善行を続け、菊スカウトおよび隼スカウトならびに富士スカウトに進級した者、各隊のプログラムに皆勤のスカウト、その他地区内の他のスカウトの模範となるスカウトおよび特別な行為でスカウト運動の名誉を高める功績があったスカウトを団委員長推薦により行う。
- 3 地区褒状は、隊長として 3 年(副長等として 5 年)以上奉仕しスカウト指導に功績のあった者、団委員長として 3 年(団委員として 5 年)以上奉仕し団の運営に功績のあった者、各運営委員会委員として 5 年以上奉仕し地区の運営に功績のあった者を対象として行う。
- 4 地区感謝状は、地区役員、団委員、育成会員、または部外者等で団および地区の運営に功労のあった者、団体等を対象として行う。

(名誉会議の招集)

- 第 9 条 議長は、団から申請のあった場合、もしくは該当する事例のあったときは、名誉会議を招集、審議し地区委員会の承認をもって交付の手続きを行う。

(表彰の日時)

- 第 10 条 地区表彰は地区総会、その他表彰を行うのに相応しい日時、会場において、地区表彰状は地区委員長名で、地区褒状は協議会長名で授与し、地区感謝状は協議会長名で贈呈する。

(表彰の副賞)

- 第 11 条 地区表彰に、副賞を添えることができる。

(表彰の申請)

- 第 12 条 表彰の申請は、次のとおりとする。
- 2 団は別に定める申請用紙に必要事項を記入のうえ、議長に提出する。
- 3 その他、特に表彰の必要を認めた場合は、該当者について審議を行う。

(結果の報告)

- 第 13 条 名誉会議の議決は、地区委員会に県連盟に対する表彰推薦および名誉にもとる行為の詳細について、報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この細則は、平成 28 年 4 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。

推薦基準

| 表彰種別 | 授与または贈呈されるもの者 | 推 薦 の 条 件 | |
|------|---|-----------|---|
| 表彰状 | スカウトとして、他のスカウトの模範となるものに授与する。 | 1 | 菊スカウトに進級した者 |
| | | 2 | 隼スカウトに進級した者 |
| | | 3 | 富士スカウトに進級した者 |
| | | 4 | 各隊でのプログラムに皆勤のスカウト |
| | | 5 | その他地区内の他のスカウトの模範となるスカウトおよび特別な行為でスカウト運動の名誉を高める功績があったスカウト |
| 褒 状 | 地区および団の運営、スカウト指導に多大な功績のあった指導者・団委員に授与する。 | 1 | 隊長として3年(副長等として5年)以上奉仕し、スカウト指導に功績のあった者 |
| | | 2 | 団委員長として3年(団委員として5年)以上奉仕し、団の運営に功績のあった者 |
| | | 3 | 1・2あわせて、通算5年以上奉仕し、スカウト指導および団の運営に功績のあった者 |
| | | 4 | 各運営委員会委員として5年以上奉仕し、地区の運営に功績のあった者 |
| | | 5 | その他、地区の運営に功績のあった者 |
| 感謝状 | 地区役員・育成会員、または部外者等で団および地区の運営に功労のあった者、団体等に贈呈する。 | 1 | 団および地区のために貢献され、特に感謝の意を表する者、団体等 |

かわち地区名誉会議議長 殿

地区表彰申請用紙

| | | | | | |
|----------------------------------|--|---------------|------------------|------|--|
| ふりがな | | 所属団 | | 役務 | |
| 氏名 | | | | | |
| 登録番号 | | 該当表彰を ○で囲む | 地区表彰状・地区褒状・地区感謝状 | | |
| 表彰の事由 | | 年月 | 奉仕歴 | | |
| | | | 団役職 | 地区役職 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 上記の者をかわち地区名誉会議に、地区表彰者として推薦いたします。 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 第 団 団委員長 印 | | | | | |

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区慶弔に関する細則

(慶弔細則の内容)

第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、協議会の加盟団と、その構成員（以下「加盟員」という）およびその他関係諸団体における慶弔に関することを定める。

(慶事)

第 2 条 慶事に関すること。

2 加盟団の祝典行事について、地区内の加盟団より地区委員会に対し、発団(隊)式、創立記念式典等の祝典行事の開催通知、もしくは出席招請があった場合は、次のとおり祝意を表す。

祝 電 協議会長名をもって打電する。必要に応じ地区委員長、地区コミッショナーとの連名とすることができる。

出 席 加盟団より招請があった者が出席する。

祝 金 協議会名をもって、金 10,000 円を贈呈する。

3 関係諸団体の祝典行事について、関係諸団体より地区委員会に対し、祝典行事の開催通知、もしくは出席の招請があった場合は、次の通り祝意を表す。

祝 電 必要に応じ協議会長名をもって打電する。地区委員長、地区コミッショナーとの連名とすることができる。

出 席 必要に応じ地区委員会で定める。

祝 金 必要に応じ協議会名で贈呈する。但しその金額は状況により、地区委員会でその都度、協議のうえ決定する。

4 加盟員の慶事については、次のとおり祝意を表す。

(1) 国家褒章、またはそれに準ずる褒章の受章

祝 電 協議会長名をもって打電する。必要に応じ地区委員長、地区コミッショナーとの連名とすることができる。

披 露 受章後の協議会で披露するほか、地区発行の広報誌に表敬掲載し、祝意を表す。

(2) 慶事

祝 電 必要に応じ協議会長名をもって打電する。地区委員長、地区コミッショナーとの連名とすることができる。

祝 金 必要に応じ協議会名でもって金 5,000 円を贈呈する。

(弔事)

第 3 条 弔事に関すること。

2 加盟員の弔事について、加盟団より地区委員会に対して、その団に所属する加盟員またはその配偶者、団関係者等の弔事(死亡)について通知があった場合は、次のとおり弔意を表す。

通 知 必要に応じ当該団より関係団に通知する。

弔 電 協議会長名をもって打電する。必要に応じ地区委員長、地区コミッショナーとの連名とすることができる。

弔 問 地区役員の代表が出席する。

香 典 協議会名をもって金 5,000 円を供える。

(玉串料)

檜 (柲) 協議会名をもって掲示する。

- 3 関係諸団体の弔事について、地区内の関係諸団体より地区委員会に対し、当該団体に関わる弔辞について通知があった場合は、次の通り弔意を表す。
- 通知 必要に応じ当該団より関係団に通知する。
- 弔電 必要に応じ協議会長名をもって打電する。地区委員長、地区コミッショナーとの連名とすることができる。
- 弔問 必要に応じ地区役員の代表が出席する。
- 香典等 必要に応じ協議会名をもって供えるか、もしくは楯(櫛)を掲示する。その金額等は地区委員会において、その都度協議し決定する。

(見舞)

第 4 条

見舞いに関すること。

- 2 傷病見舞い等について、協議会構成員が病気または事故により重症、もしくは長期にわたり療養を要する場合は、次のとおり見舞いをする。
- 通知 必要に応じ、当該団より関係団に通知する。
- 慰問 地区委員会において、地区役員の代表が慰問する。
- 見舞金 地区委員会において、その都度協議し決定する。
- 3 災害見舞い等に関し、前記以外に特に必要と認めた場合は、地区委員会において協議し決定する。

(緊急時の対応)

第 5 条

本細則において緊急を要する場合は、例外を含め、協議会長、地区委員長、事務長が協議のうえ適宜処理することができる。この場合は事後の地区委員会に報告する。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この細則は、平成 28 年 4 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区基金に関する細則

(主旨)

第 1 条 本細則は、地区規約に基づき、地区基金に関することを定める。

(基金の目的)

第 2 条 地区基金は、国際行事、国内行事および大阪連盟行事、地区行事等の参加する加盟員に対し参加費の助成、地区備品の調達、その他必要と認められた費用を支援することを目的とする。

- (1) 上記行事に参加するために地区で隊編成した隊指導者に対する助成
- (2) その他、地区として必要と認められた場合の助成

(基金の管理)

第 3 条 地区基金は、地区会計がこれに当たり地区委員会が管理する。

(基金の収入)

第 4 条 地区基金の収入は、次のとおりとする。

- (1) 新規登録スカウト 1 人 1,000 円を登録時(ローバーを除く)に徴収する金額
- (2) 地区会計剰余金
- (3) 寄付金等の臨時収入のうち、地区委員会で承認された金額

(基金の支出)

第 5 条 地区基金の支出は、地区委員会の議を経て支出することとし、地区委員長は、支出すべき金額・事由等を地区会計に指示する。

(経理処理)

第 6 条 地区会計は、地区基金の収支を適切に管理し、その出納を経理する。

- 2 地区基金の収入、支出の事由が生じたときは、地区委員会の議を経て協議会に報告する。

(基金の監査)

第 7 条 地区の会計監査は、地区基金の経理を監査し、その監査結果を地区総会に報告する。

(年度決算の承認)

第 8 条 地区基金は、前条の監査を経た後、地区基金の決算を地区総会に報告し、その承認を受ける。

(会計年度)

第 9 条 地区基金の会計年度は、規約の事業年度および会計年度に準ずる。

附 則

- 1 この細則の改正は、かわち地区規約に準ずる。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この細則は、平成 28 年 4 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。

日本ボーイスカウト大阪連盟 かわち地区 地区会計細則

(地区会計細則)

第 1 条 地区会計細則は、地区内費用の会計処理について本細則を定める。

(会計期間)

第 2 条 会計の期間は地区規約に準拠する。

2 地区総会までに実務上処理困難な場合は、概算金額を明確にしたうえで、地区委員会の承認を経て次年度に計上する。

(会計の種類)

第 3 条 地区の会計は以下の種類を有する。

- (1) **地区会計**: 地区費収入、大阪連盟助成金等により、地区年間プログラムにより決議された地区行事に係る費用の年度別会計を取り扱い、剰余金は地区基金へ振り替える。
- (2) **地区基金**: 地区基金収入、日本連盟維持会費収入等の地区会計以外の収入、支出を取り扱う。本会計の性格上、予算は作成しない。
- (3) **特別会計**: ジャンボリー等の年度またがり等、別途細則により定める特別委員会等の費用の処理をする。発生の都度予算を作成し、期間終了後速やかに決算を行い、地区委員会の承認を経たうえ、直近の地区総会または地区協議会で承認を得る。

(会計処理の基本)

第 4 条 会計処理は以下を基本とする。

- (1) 地区会計は年度毎に処理し、剰余が生じた場合は地区基金に繰り込む。不足が生じた場合は、地区委員会の発議により、地区協議会または地区総会で承認を得たうえで地区基金より補填する。
- (2) 飲食にかかる費用は、地区会計、地区基金では負担しない。但し、行事等プログラムにかかる費用の場合を除く。
- (3) 各委員会の予算に変更の必要が生じた場合は、地区委員会に発議し承認を得たうえで実行する。地区予算の範囲を超える場合は、第 4 条(1)に従い処理する。
- (4) 費用の確定が困難な場合は、仮払い処理とし次年度に処理する。過不足が発生した場合は、第 4 条(1)に従い処理する。
- (5) 地区内で行われる会議、行事等に関連して発生する交通費は負担しない。但し行事に必要な資材、物品の運搬等に必要な場合の駐車場料金については地区委員会の了解を経たうえで支出可能とする。
- (6) スカウトに関する地区行事における参加費について、参加費を徴収する場合は開催前月の登録人数に基づいて徴収する。なお、剰余金が発生した場合は地区会計からの予算額を除いた金額を公平に按分し、各団へ返金することを原則とする。

(地区会計の予算・決算処理)

第 5 条 地区会計の予算、決算処理は以下を基本とする。

- (1) 地区年間プログラムに基づき、地区会計の予算と決算処理は、地区協議会の承認を得る。

- (2) 予備費からの支出は、地区委員会の発議を経て地区協議会の承認を経たうえで実行する。
- (3) 緊急に支出する必要が生じた場合は、地区委員会の発議を経たうえで、地区協議会の承認を得て実行する。

(会計処理の項目と細目)

第 6 条 地区の会計処理の項目と細目は以下を基本とする。

1 地区内費用のうち、地区会計で処理する費用

(1) 地区費

地区登録時に徴収する費用

(2) 地区基金

地区新規登録時に団及びスカウトから徴収する費用

(3) 地区年次総会費(主管:総轄委員会)

地区年次総会にかかる費用を計上する。

(4) 地区名簿発行費(主管:総務委員会)

地区名簿発行にかかる費用を計上する。

(5) 地区誌発行費(主管:総務委員会)

地区誌発行にかかる費用を計上する。

(6) 地区ホームページ費(主管:総務委員会)

地区ホームページ運営にかかる費用を計上する。

(7) 慶弔費(主管:総轄委員会)

慶弔にかかる費用とする。

(8) 備品費

原則として地区は備品を持たない。行事等で必要な場合は、基本的に地区内各団から借用し、破損した場合の修理費等を計上する。

(9) 予備費(主管:総轄委員会)

緊急の事態等の費用に充てるために予算に計上する。基本的に登録人数と予算算出人数との差額以上の額とする。

(10) 大阪連盟助成金等

大阪連盟からの助成金は、行事等にかかる場合、各行事費に計上する。本項目の予算決算処理は、各行事等に組み込んで処理し、助成金として再掲載する。寄付金等は助成金に準ずる。収入の項目は雑収入とする。

(11) その他、雑費(主管:各運営委員会等)

振込み費用、利息等他の細目に含まれない費用を計上する。行事以外に助成金等が発生した場合は、本細目で処理する。予算、決算時には予備費に計上する。

2 各委員会等運営費は、以下の項目と細目は各委員会において運営費用を計上する。

(1) 会場費(主管:総轄委員会)

会場費は、次年度分の支払となっている。地区内の総費用を各運営委員会ならびにコミッショナー関係で按分する。

(2) 印刷費(主管:各運営委員会等)

各会議用資料、地区行事の実施要項作成費等の印刷費用を計上とする。コピー用紙、プリンタインク等も印刷費に含む。

- (3) **通信費**(主管:各運営委員会等)
電話連絡の費用、はがき、封書、その他の郵送費用を計上する。
 - (4) **各委員会諸費**(主管:各運営委員会等)
委員会委嘱状、振込費用、利息、その他消耗品、雑費等、他の項目や細目に含まれない費用を計上する。
 - (5) **県連盟会議等諸費**(主管:各運営委員会等)
委員会の代表として参加する大阪連盟の会議にかかる費用で1回当たり上限500円とし、月2回までとする。
 - (6) **研究・活動費**(主管:各運営委員会等)
地区コミッショナー関係の研修所参加費や、研究・活動にかかる費用等に充当する。また、ホームステイに関する礼金等の支払いに充当する。礼金の金額は、1家族1回5,000円とする。
 - (7) **記章類費用**(主管:スカウト委員会)
スカウト委員会の合格者への技能章や、その他の記章等を計上する。
- 3 行事費等の項目と細目を計上する。

- (1) **地区行事費用**
地区や大阪連盟等の費用は、行事毎にまとめて処理する。打ち合わせ等についても行事毎に集約して計上する。その他、収支項目は各委員会等運営費に準ずる。
- (2) **大阪連盟助成金**
大阪連盟からの助成金は、行事等にかかる場合、各行事費に計上する。

(その他)
第7条

上記に定める以外の特別な事情が発生した場合には、地区委員会で検討し、地区協議会の承認を経たうえで執行する。但し次年度の総会で、地区会計細則に発生した事由に関する細則を追加する。

附 則

- 1 この細則の改正は、地区委員会による発議の後、地区協議会の承認を得ることにより改正できるものとする。
- 2 この細則は、平成27年4月1日より施行する。
- 3 この細則は、平成28年4月10日に一部改正し、同日より施行する。